

【平成31年第1回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成31年3月15日 文教委員長 片柳 進

○「議案第4号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について（市民文化局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 新設予定のスポーツ振興基金の使途について

当該基金は果実運用型としており、運用益である果実を財源に充当し、障害者スポーツ普及促進事業、青少年都市間スポーツ交流事業及びスポーツ関連施設整備事業に使用することを予定している。検討段階ではあるが、青少年都市間スポーツ交流事業については、本市の友好都市である韓国の富川市とのスポーツ交流事業に使用することを考えているが、現時点では寄附を受けてから日数も経過していないため、具体的な使途はまだ決定していない。また、障害者スポーツ普及促進事業については、今後、障害者スポーツ協会等と意見交換を行いながら、具体的な使途について検討を行っていききたい。

* 来年度の障害者スポーツ事業における当該基金の活用について

当該基金は本年1月に寄附されたことを受けて設立するものであり、果実の充当先の事業決定を判断することは時間的に困難であったため、来年度の障害者スポーツに係る事業は、当初予算として計上した金額での執行を予定している。なお、果実の充当先の予算については、平成32年度からの執行を予定している。

* 来年度予算要求における昨年6月に議会が決議した「障害者スポーツの更なる推進を求める決議」を踏まえた検討内容について

平成31年度の障害者スポーツ関係の予算については、昨年6月の議会の決議を受けて予算要求を行い、障害者スポーツ普及促進事業費が86万3,000円増、障害者スポーツ振興事業費が103万5,000円増と共に微増になっている。実際の事業に関しては、障害者スポーツデーでのアンケートを確認したところ、例えば、水泳に対する好評な意見等が多い傾向があったことから、障害者スポーツデーの回数を増やすことの検討も考えられるが、来年度については内容を充実させて実施することを検討している。また、備品の購入費については大幅な予算増はなかったが、競技種目を絞って備品の購入に充てるなどの工夫を行い、予算を執行していききたい。

《意見》

* 平成32年度の障害者スポーツに係る予算に関して、本市はパラムーブメント推進ビジョンを策定し、また、議会としても昨年6月に「障害者スポーツの更なる推進を求める決議」を全会一致で行っていることから、前年に比べて増額した予算を確保してほしい。

* 当該基金の使途について早急に検討を行い、決定した際には議会に報告を行ってほしい。

* 障害者スポーツにはリハビリとしての側面もあると考えるため、市民文化局と健康福祉局が連携して取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第26号 宮前区における町区域の設定及び変更について」

○「議案第27号 宮前区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも宮前区野川地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内容であるため、2件を一括して審査

《議案第26号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第27号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第28号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第29号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 当該施設の所管部署について

当該施設の管理、運営は川崎区役所が、条例は市民文化局が所管となっている。

* 所管部署間での連携の有無について

当該施設は所管部署が分かれているため、日々、情報共有を行いながら業務に取り組んでいる。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第30号 川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理予定者から提案された人材育成のビジョンについて

指定管理予定者からは、各職位に求められる役割等を明示した上で、専門的知識、技術の維持向上に関する研修計画やOJTに関する人材育成方針が提案された。指定管理期間が10年になり、従前の人材育成方針より長いスパンの方針が策定されたことにより、長期的な目線に立った人材育成が可能となり、良質な魅力ある公演が提供できるものと考えている。

* 人材育成が適切に行われたか否かを判断する基準について

当該施設で行う公演において、オーケストラの招致、イベントの企画等については高度な専門性が必要であるため、事業の結果を見て判断していきたい。

* 人材育成以外に指定管理期間が10年になることのメリットについて

当該施設における公演の企画から開催までの期間は、3、4年程度を要するこ

ともあるため、指定管理期間を10年にすることにより、長期的なスパンで企画を立案し、市民に対して安定的かつ良質な公演を提供できる点がメリットとして挙げられる。

*** 指定管理予定者の公益財団法人川崎市文化財団の職員等の公募の検討状況について**

当該法人の職員採用については法人自らが決定しているが、基本的に公募による採用を行っており、市としては、当該法人が職務に応じて求められる個人の能力等を勘案し、ふさわしい人材が登用されていると考えている。

*** 当該施設の運営に関して本市の意向が反映されることの確認の有無について**

当該施設の指定管理者の募集に際して、本市が掲げる「音楽のまち・かわさき」の取組を推進することを仕様書に記載し、指定管理予定者からもそれに基づいた提案がなされている。今後、年度ごとの評価や中間評価等で本市の施策に沿った運営が適切に行われているか否かの確認をしていく。

*** 収支計画に記載されているその他収入の内訳について**

友の会収入、ホールスポンサー協賛金、補助金、グッズ販売収入等である。

*** アウトリーチ事業の具体的な取組について**

これまでも当該施設への来館が困難である市民等に対し、出向いて公演を行うアウトリーチ事業を行ってきたが、次期指定管理期間においても継続してアウトリーチ事業を行う意向が示されており、具体的には特別支援学校や本市北部へのアウトリーチ事業を検討していることを確認している。

*** アウトリーチ事業における昭和音楽大学及び洗足学園音楽大学との連携について**

当該施設はこれまでも昭和音楽大学及び洗足学園音楽大学と連携を行ってきた経緯があることから、次期指定管理期間においても連携した取組についての提案がなされているため、アウトリーチ事業における連携も調整していきたい。

*** 当該施設の貸館事業における平日の夜間利用について**

フランチャイズオーケストラである東京交響楽団のリハーサル後の夜間区分だけでも他の団体に貸出しができるよう調整を行い、より多くの団体が当該施設を利用できるよう努めている。

*** 当該施設のホールアドバイザーのメンバー、報酬額、役割及び選定基準について**

ホールアドバイザーのメンバーは、東京交響楽団桂冠指揮者である秋山和慶氏、日本及び英国を中心に活躍中の国際的ピアニストである小川典子氏、国際的に活躍している日本初の女性オルガニストの松居直美氏の3人である。なお、当初選任されていた日本を代表するジャズ・ピアニストである佐山雅弘氏は平成30年11月に逝去された。報酬額については、チーフアドバイザーである秋山氏は年額300万円、その他のアドバイザーは年額200万円である。役割については、当該施設の更なる発展に向けての魅力発信、クラシック、ポップス、ジャズ、オルガン等のそれぞれの音楽のジャンルに基づく助言をいただいた上での公演・企画を行うことが挙げられる。選定基準について明確な基準等は確認していないが、1期目の指定管理期間において、本市から当該施設の魅力発信等が必要であると考え、ホールアドバイザーの設置を求めた経緯がある。2期目以降は、指定管理

の仕様書の中で、ホールアドバイザーに限らず音楽専門家の活用を定めたところ、指定管理予定者からホールアドバイザー制度を継続したい旨の提案があり、現在に至っている。

*** ホールアドバイザーからのアドバイスの内容について**

小川典子氏は日本と英国を中心に活躍をしていることから、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の英国のホストタウンとなる本市が、音楽を使ってのおもてなしを行うことの提案や、自閉症の家族を対象として当該施設で行っているジェイミーのコンサートの実績を踏まえ、アウトリーチ事業として特別支援学校へ出向いて行う提案がなされている。

*** 指定管理予定者のプロパー職員の労働環境について**

指定管理予定者は、現在も当該施設の指定管理を行っており、プロパー職員の労働において問題は発生していないと認識している。当該施設に求められる役割は非常に大きなものがあるため、オーバーワーク等が発生しないように市としてもコンプライアンスの徹底について指導を行っていききたい。

*** 当該施設に喫煙所を設けることの検討について**

当該施設には現在喫煙所を設置しておらず、近隣に公共の喫煙所があることから今後も設置する予定はない。

*** 当該施設の改修工事における音響への影響について**

現在、当該施設は舞台設備改修工事を行っているが、音響設計を行っている業者と確認を行いながら工事を実施しているため、リニューアル後も音響に影響はないことを確認している。

*** 当該施設とカルツかわさきとの差別化について**

当該施設は高い音響効果を有しており、クラシックを中心としたアコースティックな演奏に適した施設である。一方、カルツかわさきは、教育文化会館の機能を継承し多目的な利用が可能となっており、また、ロックミュージック等の音楽の演奏にも適しているため、差別化は図られているものと認識している。

*** プロパー職員が雇用の安定性を求め、ノウハウを身に付けた後に転職した事例の有無について**

これまでの指定管理期間は5年間であったため、雇用の安定性を求めプロパー職員が転職をした事例はあったと伺っている。

*** 主催・共催公演及び貸館公演の現状について**

当該施設が主催・共催する公演は、年間約100公演、貸館公演も約100公演である。市民へのひのき舞台としての活用も重要であると考えているため、市民合唱祭、市民吹奏楽祭及び市民交響楽祭を始めとした公演や、教育委員会が実施している市立小学校に通う児童を対象とした公演の鑑賞等の取組を行っているところである。

*** 神奈川フィルハーモニー管弦楽団に対する取組の現状及び今後の方向性について**

神奈川フィルハーモニー管弦楽団は、みなとみらいホールを拠点に定期演奏会を行っており、定期演奏会の開催は当該施設では行われていない。不定期ではあるが演奏会は行っているため、今後も当該施設で演奏会を開催していただくよ

うに調整を行っていききたい。

*** 海外の著名なオーケストラの招致について**

海外の著名なオーケストラの招致については多額の費用が必要であるため、当該施設単独で招致を行うことは困難であり、プロモーターにより招致されるオーケストラの来日日程の中で当該施設での公演の調整を行っている。当該施設が国内有数のホールとしての存在を更に高めていけば、日本公演を行う際の会場として検討していただけるオーケストラが更に増えるものと認識している。

*** 市民団体等が当該施設で発表会等の開催を希望した際に会場が既に確保されていた場合の対応について**

当該施設が主催・共催する公演及びフランチャイズオーケストラである東京交響楽団は、一般よりも早く会場を確保することが可能であるため、一般の利用希望者が予約開始日当日でも会場を確保できないケースがあるが、利用希望に応えられるよう可能な限り調整を行っていくものと考えられる。

*** 指定管理予定者と専門的な協議が行える市職員の育成に対する考え方について**

市民文化振興室では、昭和音楽大学及び洗足学園音楽大学と業務を通じて接する機会も多く、また、公益社団法人全国公立文化施設協会が主催する研修等に参加することで専門性を高めた職員の育成を行っていききたいと考えている。

*** 収支計画において利用料金収入及びその他収入が増加している理由について**

指定管理予定者からは、当該施設で行っている一部の公演では、満席とならない公演も存在するため、PDCAサイクルを用いて分析を行い、利用料金収入の増加に向けた取組を行っていく予定であると伺っている。また、その他収入については、友の会会員の加入促進策の取組を行う予定であるため、収支計画では収入が増となっているものである。

*** オーケストラ文化の醸成及び地域との連携について**

オーケストラ文化の醸成については、現在、フェスタサマーミュージアにおいて首都圏を中心に活躍している9つの楽団が中心となり行っているところであるが、今後は地方で活躍しているオーケストラを招致することも検討していると伺っている。また、地域との連携については、これまでもミュージアの日に、近隣の商業施設と連携を図ってきているが、これからも地域のための取組を行うことを確認している。

*** 学生等の吹奏楽のコンクールの実施状況について**

学生等の吹奏楽のコンクールについては、現在、当該施設では実施していないが、学生等や若手音楽家に対する取組として、首都圏の9つの大学が合同で行う音楽大学フェスティバル、若手音楽家へ演奏会の提供を行う若手演奏家支援事業、また、音楽大学の学生のインターンシップの受入れ等の取組を行っている。

*** 全日本吹奏楽コンクールの中学・高校の部を当該施設で実施することの検討について**

学生が行う吹奏楽の演奏については、音響効果を考慮すると当該施設よりもカルッツかわさきの方がより適していると考えるが、当該コンクールのような注目度が高いイベント等を行うことは当該施設の知名度向上につながり、「音楽のま

ち・かわさき」の魅力発信に寄与するといった点もあるため、今後、指定管理予定者と協議していく。

《意見》

- * 指定管理予定者の公益財団法人川崎市文化財団の職員等の人事には、適した人材を確保する必要があると考えるため、公募の徹底を行うよう伝えてほしい。
- * 当該施設は本市が掲げる「音楽のまち・かわさき」のフラッグシップ施設であり、指定管理料も高額であるため、本市と指定管理予定者が協力して当該施設の魅力向上の相乗効果が図られる取組を行ってほしい。
- * 当該施設の魅力発信等において様々な分野の専門家から知見を得ることは重要であると考え、ホールアドバイザーの人数等は定める必要があると考えるため、選定基準等の策定について検討を行ってほしい。
- * 指定管理制度を用いて運営を行っている施設では職員のオーバーワークや報酬の未払いが散見されているため、市として適切なモニタリングを行ってほしい。
- * 改修工事等に当たっては、当該施設の音響に影響が出ることのないように確認を行いながら工事を実施してほしい。
- * 指定管理者選定評価委員会において、各委員から「より積極的、戦略的なビジュアルが示されるべきであった」との意見が散見されるため、本市が適切に助言をする等の対応を行ってほしい。
- * 本市は神奈川フィルハーモニー管弦楽団に対して補助金を交付した経過もあり、市内にも当該楽団のファンも多いことから、指定管理予定者と演奏会の開催について調整を行ってほしい。
- * アウトリーチ事業において障害者やひとり親家庭の市民を対象とした取組を行えるように指定管理予定者と調整を行ってほしい。
- * 音楽に携わる学生に夢を持たせる取組も必要であると考え、全日本吹奏楽コンクールの中学・高校の部について、当該施設で実施できるように指定管理予定者と協議してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第35号 損害賠償の額の決定について」

《主な質疑・答弁等》

* 損害賠償が発生する原因となった事故の概要について

平成23年4月18日に川崎区の市立保育園において、事故当時生後7か月の子どもを保育士がおんぶひもで背負った際に、背中になじまない感覚があったため、おんぶし直そうと中腰になりおんぶひもを緩めたところ、保育士の背中からうつ伏せ状態でカーペット床に落下した。病院へ搬送後入院し、硬膜下血腫、脳挫傷と診断されたものである。

* 損害賠償額の内訳について

損害賠償額の総額は2億2,215万4,241円であり、市立保育園が加入する独立行政法人日本スポーツ振興センターの運営する共済制度から支払われ

る給付金3,995万5,069円は、市が支払った賠償額とみなされ、その額を除いた1億8,219万9,172円が議決を要する金額となっている。

*** 当該議案に対するこれまでのこども未来局の対応について**

当該議案については、事前に各会派に概要等を説明させていただき、対応してきた経過がある。事故調査報告書については、報告書作成時に議会に提供していたため、今回は改めて要求があるまで提出をしなかった点については、配慮不足であったと考えるが、こども未来局としては当該議案に関しては懇切丁寧に対応してきたと考えている。今後は、議会への情報提供に際して再検討を行った上で適切に対処していきたい。

*** 当該事故に係る事故対策委員会の議事録が散逸していた原因について**

当該議事録に係る文書の保存文書登録がされておらず、保存場所の確認に時間が掛かり提供に時間を要したものであり、散逸していたものではないが、今後は、適切に保存文書登録を行い、文書の保存場所が分からないといったことがないように徹底していきたい。なお、当該議事録等の文書については、局長室の書庫に保管されていた。

*** 事故対策委員会の議事録等の保管場所について**

事故対策委員会の事務局は庶務課が担っており、庶務課は局長室に隣接し、取り扱う文書も他課と比較し多いため、局長室の書庫を利用している。

*** 保存文書登録がされる文書の種類について**

それぞれの文書の重要度に応じて保存期間が異なっているが、公文書の保存には保存文書登録が必要である。

*** 事故対策委員会における検証について**

当該事故の発生を受けて当時の市民・こども局内に事故対策委員会を設置し、事故の検証及び再発防止策について協議を行った。事故対策委員会は平成23年度に7回開催した。また、事故の詳細について協議する部会を設置し、平成23年度内に3回開催した。

*** 事故を起こした職員に求償をしないことを決定した経過について**

事故調査報告書に記載された事故発生状況を基にして、学識経験者、医師からの意見を参考にするほか、本市の顧問弁護士の意見も伺いながら検討を行い、求償しないことを決定したものである。

*** 事故調査の際に19キログラムの人形を使用して検証を行った理由について**

当初、事故の調査を早急に行うべきとの考えから、19キログラムの人形を用いて検証を行ったが、事故対策委員会の部会で改めて被害児童に近い身長、体重の人形を用いて検証を行った。

*** 当該事故から得た教訓に対する保育施策への反映について**

当該事故を受けて乳児保育の安全確認点検マニュアルの作成を行い、本市のホームページに掲載する等、民間の保育園にも周知、徹底を図っている。

*** 保育園以外の子どもを預かる施設における危機管理体制について**

保育園以外の子どもを預かる施設については、関係する職員同士が連絡を取れるよう、確認を行っているところである。万が一重大な事故等が発生した際には

万全の態勢が取れるように日々、周知、徹底を行っているところである。

*** 子どもの命を預かる施設を管理する部署としての見解について**

保育に限らず子どもに対する施策に携わる部署として、これまでも子どもの安全を第一に考え取り組んできたが、今後も局内で連携を行い、真摯に取り組んでいきたい。

*** 公立保育所がこれまで培ってきた技術等を生かす取組について**

公立保育所が培ってきた技術やノウハウを生かしていくため、平成24年に「新たな公立保育所のあり方基本方針」を策定し、公立保育所が持っている機能を生かし、地域の子育て支援や民間保育所に対する支援等の取組の強化を行っているところである。また、本年8月には川崎区に保育・子育て総合支援センターの開設を予定していることから、更なる保育の充実・強化を図る中で、様々な事故やヒヤリハット事例の検証を行い、保育園間の連携、各区の連携の強化を図っていきたい。

*** 民間の認可保育所で事故が発生した際の対応について**

民間の認可保育所で事故が発生した際には、一義的には施設管理者が損害賠償についての責務を負うことが条例で定められている。また、軽微な事故であっても発生した際には、市への連絡が必要であり、事案により市も交えた調整を行っていくことになる。

*** 公立保育所以外で事故が発生した際の保険会社からの支払の確認について**

市内の認可保育所は、スポーツ振興センター災害共済給付制度、又は同等の保険に加入しており、認可外保育施設についても損害賠償保険へ加入していることを確認しているため、事故が発生した際には保険金が支払われるものと認識している。

《意見》

* 議会に議案を提出する際には必要な資料等を事前に用意しておいてほしい。

* 保育施策は子どもの命に関わるものであり、対外的な情報発信も必要であると考えため、適切に対応してほしい。

* 子どもに対する賠償額が増加傾向にあることから、本市が加入している損害賠償保険の保険金額の設定について増額の検討を行ってほしい。

* 今後、議案に関する詳細な資料は、提出予定議案の説明の委員会資料として提出してほしい。

* 市内の全ての保育所においてこのような事故が起きないように市としてできる限りの対応を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第65号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第54号 川崎市中原消防団住吉分団市ノ坪班器具置場の跡地の活用に関する請願」

《請願の要旨》

関係部局と協議の上、中原消防団住吉分団市ノ坪班器具置場跡地について防災倉庫兼町内会・自治会会館用地としての活用が図られるよう土地の所有者である東海旅客鉄道株式会社に対して交渉すること。

《理事者の説明要旨》

当該器具置場は、土地は東海旅客鉄道株式会社が所有し、建物は消防局が所有しているが、平成31年度に器具置場の移転が計画されているため、現在の器具置場は、平成31年度中に解体される計画となっている。

器具置場跡地の活用について庁内で行政ニーズがあるか照会を行ったが、現時点で活用の希望はないことを確認している。なお、防災備蓄倉庫等の別の用途で使用する場合には、用途変更の申出が必要であり、その場合は、東海旅客鉄道株式会社からは、現在の無償契約は難しく、有償契約になるとの回答を得ている。

東海旅客鉄道株式会社に器具置場跡地への町内会・自治会会館の建設について確認したところ、土地のみで賃貸借契約を締結し、町内会・自治会会館等を建設することは許可できず、子会社の不動産管理を行っている新横浜ステーション開発株式会社が建物を建設し、土地と建物を併せての賃貸借契約を締結することが条件になるとの回答を得ている。

《主な質疑・答弁等》

* 町内会・自治会が消防団の施設を消防活動以外の目的で利用することに対する見解について

当該町会が器具置場を利用する際は、祭礼時等の活用が主であるため、本来の目的である消防活動に支障がない範囲で町会及び消防団の両者の合意があれば利用しても差し支えないと考えている。

* 町内会・自治会会館と防災倉庫を併用している町内会・自治会数について

町内会・自治会会館と防災倉庫を併用している町内会・自治会数については把握していない。

* 町内会・自治会会館又はそれに準ずる施設を複数所有している町内会・自治会の有無について

町内会・自治会会館を複数所有している町内会・自治会は存在するが、数は少なく、また、町内会・自治会会館に準ずる施設として防災備蓄倉庫等を別に保有している町内会・自治会は存在すると思われるが、詳細は把握していない。

* 町内会・自治会が複数の町内会・自治会会館等の施設を保有するメリット及びデメリットについて

大規模の町内会・自治会の場合は、対象エリアが広いことから複数の町内会・自治会会館等を所有することにより、地域のコミュニティ形成に役立つ等のメリットが挙げられる。一方でデメリットとしては、複数所有することによるランニングコスト等の費用負担が挙げられる。

* 当該町会の町内会・自治会会館の概要について

当該町会の町内会・自治会会館は、約6畳で10名程度が収容できる広さであり、役員会等での活用が可能な広さであると考えている。

*** 当該町会が複数の町内会・自治会会館を有することに対する見解について**

当該町会は、約1,000世帯の規模であるため、1つの町内会・自治会会館でも十分であると考えている。

*** 当該地域に消防団器具置場を複数設置する必要性について**

消防団から現在の器具置場が手狭であるため、資器材を一括で収納できる器具置場の整備についての要望を受け、新しい器具置場に移転する予定であるため、消防団の意向に沿うと、当該地域に複数の消防団器具置場を設置する必要性はないと認識している。

*** 現在の消防団器具置場における東海旅客鉄道株式会社との契約期間について**

昭和58年3月から当時の旧国鉄と契約を締結しており、現在の契約は、両者の特段の意思表示がない限り、3年間ごと同一契約で随時更新することになっている。

*** 消防団器具置場の移転の経過及び消防団と町会の協議の有無について**

消防団から平成27年5月に移転に関する要望があり、平成28年8月に木月4丁目を移転候補地として検討する旨を当該消防団に伝え、同意が得られたことから同年9月に消防団器具置場の移転が決定した。また、消防団と町会との協議の有無については把握していない。

*** 当該町会と消防団が器具置場に関する意見が異なることへの見解について**

一般的に地域ニーズについては、様々な意見があるものと認識しているが、本件の場合、地域ニーズも大事であるが、当該器具置場の土地の所有者が民間企業であるため、契約内容を第一に考えていく必要があると考えている。

*** 用途のない既存建物を地域のために活用することに対する見解について**

使用しなくなった建物については、地域のために活用できるものがあれば積極的に活用すべきであると考えているが、本件のように民間企業等の資産については、市のみでの判断は困難である。東海旅客鉄道株式会社からは、今後、所有する資産の有効活用を図っていくとのことであるため、現在の器具置場の建物を活用していくことは難しいと考えている。

*** 当該町会が東海旅客鉄道株式会社から土地を賃借し、町内会・自治会会館を建設することに関する交渉の余地について**

平成30年6月に東海旅客鉄道株式会社の組織改編により、不動産管理については、子会社である新横浜ステーション開発株式会社が窓口となっている。新横浜ステーション開発株式会社によると当該土地に建物を建設し、土地及び建物を併せた上で賃貸借契約を締結すること以外の対応は困難であると伺っている。

*** 新横浜ステーション開発株式会社が提示する想定賃借料について**

当該地については、東海道新幹線の高架下であるため通常よりも建築コストが掛かることが想定され、建物の建設費、土地の賃借料、企業としての収益性を総合的に勘案すると月額100万円程度の金額になると伺っている。

*** 町内会・自治会の費用負担に係る支援制度の有無について**

町内会・自治会会館建設に伴う費用について2分の1を限度とし、800万円を上限として支援を行う制度があるが、現在、それ以外の支援制度はない。

*** 想定される賃貸借料を踏まえた当該町会への意向確認について**

当該町会に金額についての説明はまだ行っていないが、町会も一定の費用負担は当然想定しており、賃借料が高額となる場合は、費用の捻出は困難であるため、その際は、面積を縮小する等の対応も考えていると伺っている。

*** 賃貸借料の減額の可能性について**

建物の仕様等により建設費については、多少の増減の可能性はあるが、新横浜ステーション開発株式会社からは賃貸借料の減額は困難であると伺っている。

*** 過去に町内会・自治会会館等の不動産の賃貸借契約等に際し、市が民間企業等と価格交渉を行った例について**

町内会・自治会会館の建設に当たっては、町内会・自治会が土地を用意することが原則となっているため、これまでに市が仲介役となり価格交渉を行ったことはないと思われる。

*** 今後、市が仲介役となり価格交渉を行うことの可能性について**

個別の町内会・自治会会館の建設等に対して市が仲介役として価格交渉を行うことは難しいと考えているが、来年度から「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の取組を推進していくことから、町内会・自治会の個別の状況に応じた支援も必要であると考えている。町内会・自治会のエリア内に市所有の低未利用地がある場合は、町内会・自治会に対して紹介を行うことは可能であるため、今後はそのような支援を行っていくことが考えられる。

*** 本件事案のように市が公共性のために民間企業等との仲介を行う際の基準等について**

公共性や重要性を総合的に考慮し、個別に対応する必要があると考えるため、基準等の作成は困難であると考えている。なお、本件の場合は、町内会・自治会会館に関するため、公共的な意義があると判断して仲介を行っている。

*** 当該町会の地域における市所有の低未利用地の有無について**

町会にも既に伝えてあるが、当該地域は、多くの土地利用がなされている地域であるため、現在、市が所有している低未利用地はない。

*** 定期的なメンテナンスが必要な東海道新幹線の高架下に町内会・自治会会館を建設することの妥当性について**

東海道新幹線の高架下には様々な施設があるため、必ずしも高架下に町内会・自治会会館等の建物を建設することは不適切とは考えていないが、橋脚のメンテナンス等により敷地全体を使用できずに、占有面積等に影響を及ぼす可能性があることは考えられる。

*** 町内会・自治会会館の建設に当たり東海道新幹線の高架下又は南武線の高架下に建設する場合の条件の違いについて**

南武線高架下には複数の町内会・自治会会館が存在しているが、南武線高架下の土地は東日本旅客鉄道株式会社所有であり、そちらは無償での賃貸借であることが、違いとして挙げられる。

*** 南武線の高架下に町内会・自治会会館等を建設した際の経緯について**

東日本旅客鉄道株式会社と町内会・自治会との相談等の際に、市も携わったと思われるが、詳細な過去の経過等は不明である。

*** 本件に係る東海旅客鉄道株式会社との協議回数について**

不動産管理部門の窓口が変更する前に東海旅客鉄道株式会社と2回、新横浜ステーション開発株式会社に変更してから1回、それぞれ本件に係る協議を行った。

*** 新横浜ステーション開発株式会社との今後の協議について**

当該会社との価格交渉まで市が行うことは適切でないと考えているが、これまでと同様に町会の意向を先方に伝え、先方からの回答を町会に伝えるというような間を取り持つ仲介役としての役割については、今後も引き続き行っていきたいと考えている。

*** 東海旅客鉄道株式会社による当該土地の活用に関する計画について**

現時点では、東海旅客鉄道株式会社から、返却された後の当該土地の利用に関して具体的な計画については示されていない。

《意見》

* 市は、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、地域と連携を図る取組を進める必要があるため、今後も丁寧な対応を行ってほしい。

《取り扱い》

- ・当該器具置場のある町内会・自治会の地域規模として複数の町内会・自治会会館が必ずしも必要であるとは考えられず、また、想定賃料も高額であり、価格交渉を市として行うことも困難である点や、消防団器具置場であることから、消防団の要望を優先する必要性を考慮すると、願意の達成は現実的には困難であると考えられるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・町内会・自治会会館が6畳程度で狭あいである点や当該器具置場は地域コミュニティにとっての中心的な役割を果たしている点は理解するところであるが、当該土地は民有地であり、また、高額な賃借料等を考慮すると跡地の活用は困難であると考えられるため、不採択とすべきである。
- ・来年度から「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の取組を推進する中で地域の課題等については丁寧に対応する必要がある点や、新横浜ステーション開発株式会社との協議をこれからも仲介役として引き続き行っていくことを考慮すると経過を見守るべきと考えるため、本請願は継続審査とすべきであるが、採決に当たっては態度保留としたい。
- ・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の取組の推進をしていく中で、市として地域ニーズに取り組む姿勢を積極的に見せる必要があり、今後の協議の経過を見守る必要があると考えるため、本請願は継続審査とすべきであるが、採決に当たっては判断が難しいため、態度保留としたい。
- ・民間企業との契約の際の価格条件等の交渉については、市が行うのは困難であると考えられるため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成者なく不採択